

共通規定（各種定期預金） 新旧対比表

改定後（新）	改定前（旧）
<p>4.（預金の払戻し等）</p> <p><u>（1）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>（2）定期預金の解約、書替継続をするときおよび第4条第4項の規定により解約するときは、証書式は証書の受取欄に届出の印章により記名押印していただき、また、通帳式は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>（3）～（5）略</u></p>	<p>4.（預金の払戻し等）</p> <p><u>（1）定期預金の解約、書替継続をするときおよび第4条第3項の規定により解約するときは、証書式は証書の受取欄に届出の印章により記名押印していただき、また、通帳式は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u></p> <p><u>（2）～（4）略</u></p>
<p>7.（成年後見人等の届出）</p> <p><u>（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></u></p> <p><u>（2）～（5）略</u></p>	<p>7.（成年後見人等の届出）</p> <p><u>（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</u></p> <p><u>（2）～（5）略</u></p>
<p>9.（通知等）</p> <p><u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>（以下条項について条項番号を繰り下げ）</p>	<p>新設</p>
<p>11.（規定の変更）</p> <p><u>（1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>新設</p>